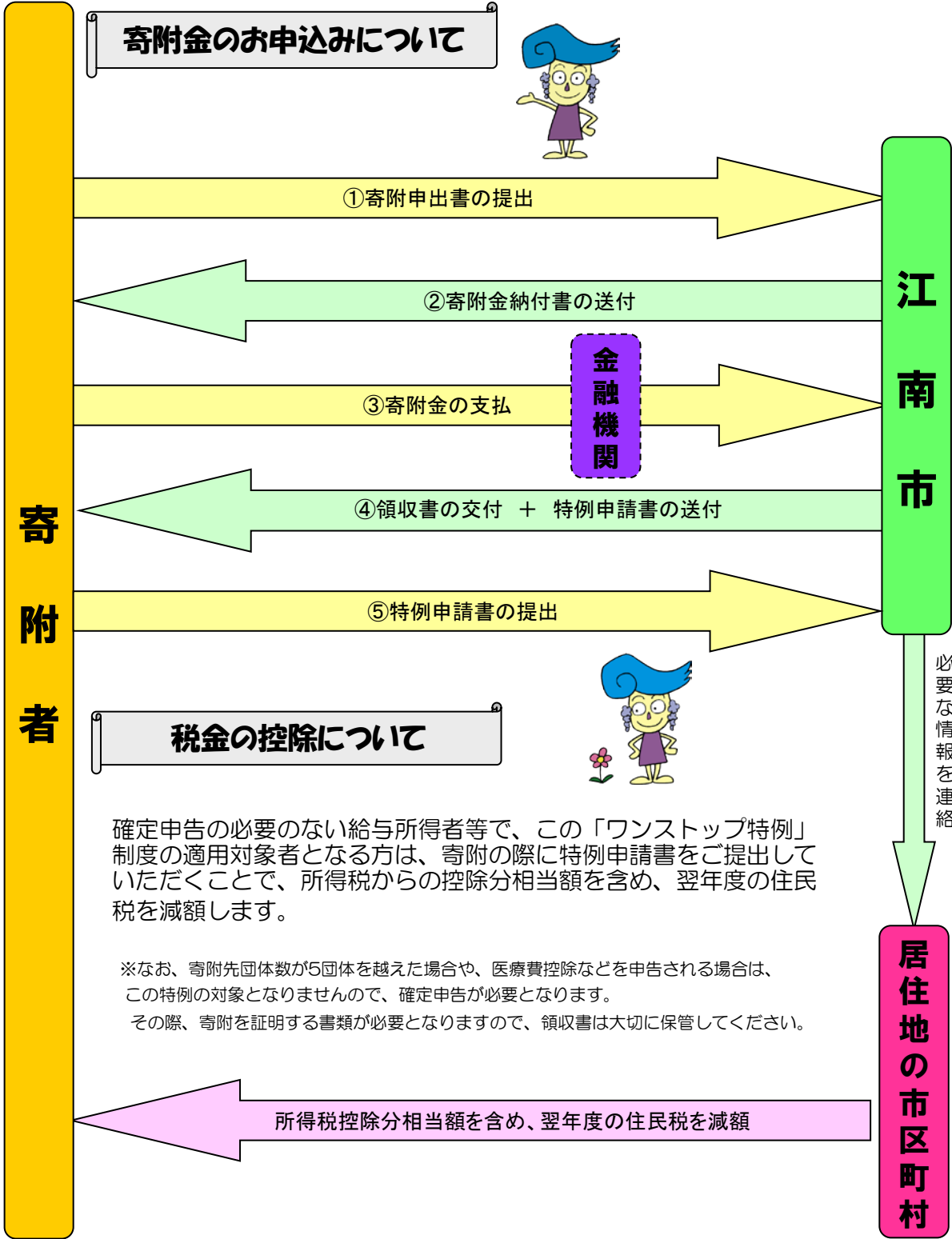




ふるさと寄附金（納税）制度 手続きの流れ



（「ワンストップ特例」が適用される場合）



寄附金のお申込みについて



税金の控除について



確定申告の必要のない給与所得者等で、この「ワンストップ特例」制度の適用対象者となる方は、寄附の際に特例申請書をご提出していただくことで、所得税からの控除分相当額を含め、翌年度の住民税を減額します。

※なお、寄附先団体数が5団体を越えた場合や、医療費控除などを申告される場合は、この特例の対象となりませんので、確定申告が必要となります。

その際、寄附を証明する書類が必要となりますので、領収書は大切に保管してください。